

令和 7 年 3 月

地籍調査業務の入札方法及び入札参加条件の改正について
(令和 7 年 4 月 1 日改正)

田辺市役所総務部契約課

田辺市が発注する地籍調査業務の入札方法及び入札参加条件を令和 7 年 4 月 1 日から以下のとおりとします。

記

1 入札方法について

現在の指名競争入札から条件付き一般競争入札に変更します。

2 入札参加条件（共通条件）について

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 田辺市が発注する建設工事等の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 田辺市に本店を有する者であること。
- (4) 次のアまたはイのいずれかに該当する者を主任技術者として地籍調査事業の業務に配置することができること。
 - ア 土地家屋調査士法(昭和 25 年法律第 228 号)第 4 条に規定する土地家屋調査士となる資格を有する者または土地改良法施行規則(昭和 24 年農林省令第 75 号)第 43 条の 2 の 3 第 1 項に規定する土地改良換地士資格試験もしくは土地区画整理法施行令(昭和 30 年政令第 47 号)第 62 条第 1 項に規定する土地区画整理士技術検定に合格した者
 - イ 以下のいずれかの資格を有する者
 - (ア) 公益社団法人全国国土調査協会の認定する地籍主任調査員の資格を有する者
 - (イ) 公益社団法人全国国土調査協会の認定する地籍工程管理士の資格を有する者
 - (ウ) 一般社団法人日本国土調査測量協会の認定する地籍調査管理技術者の資格を有する者
 - (エ) 一般社団法人日本国土調査測量協会の認定する地籍総合技術監理者の資格を有する者
 - (オ) 公益社団法人日本測量協会の認定する地理空間情報専門技術者の資格を有する者

3 地籍調査業務の設計に測量工程がある場合

- (1) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の 5 第 1 項の規定に基づく登録を受けている者であること。
- (2) 測量法に基づく測量士を主任技術者として配置できること。なお、地籍調査業務の主任技術者との兼務は認めます。
- (3) 地籍調査業務のうち測量工程の予定価格が 500 万円以上の場合は、田辺市が定めるランク基準により測量・設計業務のランクがイの者であること。

なお、地籍調査業務のうち測量工程の予定価格が 500 万円未満の場合は、ランクの制限をしないものとします。

4 同種業務の履行実績

予定価格に対して、下表のとおり過去5年間の公共事業における地籍調査業務の1件あたりの元請実績又は過去3年間ににおける地籍調査業務全体の履行実績を求めます。

予定価格	1件あたりの元請実績	過去3年間ににおける履行実績 (元請及び下請を合算した額)
250万円未満	実績要件無し	実績要件無し
250万円～500万円未満	元請実績(金額要件無し)	500万円以上
500万円～1,000万円未満	元請実績250万円以上	
1,000万円～3,000万円未満	元請実績500万円以上	1,000万円以上
3,000万円～6,000万円未満	元請実績1,500万円以上	3,000万円以上
6,000万円以上	元請実績3,000万円以上	

※実績は、契約書等において確認できるもの、既に完了検査を終了したものに限りします。

5 技術者の配置要件

予定価格3,000万円以上の地籍調査業務における主任技術者は、本市発注の他の地籍調査業務との兼務を認めないこととします。

6 その他の条件

- (1) 上記の入札条件を設定するため、今後は、開札日を複数日設定する予定です。
- (2) 地籍調査業務における調査業務(E工程)は、原則として再委託禁止とします。その他の工程は、下請届の提出があり、本市が認めた場合は、再委託を可能とします。
- (3) 新規登録業者については、登録後1年間は、地籍調査業務1件あたりの予定価格が500万円未満のもののみ参加できるものとします。
- (4) その他、入札公告等により詳細な条件を定めるものとします。